

令和7年度 第9回 茅ヶ崎市感染症診査協議会 会議録

議題	<p>(1) 腸管出血性大腸菌感染症患者及び結核患者に関する報告について</p> <p>ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第18条第1項の規定による就業制限について</p> <p>イ 感染症法第18条第1項の規定による就業制限、第26条において準用する第19条第1項の規定による応急入院勧告、第26条において準用する第20条第1項の規定による入院勧告について</p> <p>(2) 結核患者に関する諮問について</p> <p>ア 感染症法第26条において準用する第20条第1項の規定による入院勧告について</p> <p>イ 感染症法第37条の2の規定による結核医療の公費負担について</p>
日時	令和7年11月13日（木） 13時30分～14時00分
場所	茅ヶ崎市保健所 2階 相談室4、5
会議の公開・非公開	非公開
非公開の理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため (茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1項に該当)
出席者氏名	会長 富田 章夫 委員 近藤 博英 委員 宮下 克己 委員 後藤 愛 事務局 保健所 保健所長 保健予防課 保健予防課長、須田課長補佐、吉野副主査 加藤主任、永尾主任
欠席者氏名	委員 西川 正憲
傍聴者数	
資料	諮問表（非公開）

会議の記録（摘録）

1 開会

2 議題

(1) 腸管出血性大腸菌感染症患者及び結核患者に関する報告について

ア 感染症法第18条第1項の規定による就業制限について

第18条第1項：報告1件

イ 感染症法第18条第1項の規定による就業制限、第26条において準用する第19条第1項の規定による応急入院勧告、第26条において準用する第20条第1項の規定による入院勧告について

第18条第1項・第19条第1項・第20条第1項（新規）：報告1件

第18条第1項・第19条第1項（新規）：報告1件

(2) 結核患者に関する諮問について

ア 感染症法第26条において準用する第20条第1項の規定による入院勧告について

第20条第1項（新規）：諮問1件、承認1件

イ 感染症法第37条の2の規定による結核医療の公費負担について

第37条の2（新規）：諮問2件、承認2件

第37条の2（継続）：諮問1件、承認1件

3 閉会

次回の開催日が令和7年11月27日（木）であることを確認し、閉会した。